

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和8年2月4日（水）

白井市役所東庁舎3階会議室302、303

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 令和7年度白井市教育費補正予算（第12号）（案）について

議案第5号 令和8年度白井市教育費当初予算（案）について

議案第6号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

7. 報告事項

報告第1号 第2次白井市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果及び市教育委員会の取り扱いについて

報告第2号 要保護準要保護児童生徒の認定について

8. その他

9. 教育長閉会宣言

○出席委員等

教 育 長	井上 功
委 員	齊藤 豊
委 員	中里 敏康
委 員	松田 加奈子
委 員	久保 利枝

○欠席委員等

な し

○出席職員

教育部長	大高 一穂
教育部参事	山本 高寿
教育総務課長	落合 一矢
生涯学習課長	西口 武雄

文化センター長

高花 宏行

書 記

中村 妃佐

書 記

大坪 照平

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、ただいまより令和8年第2回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は5人全員ですので、会議は成立です。

本日の議題は、お手元の議事日程のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程2、会議録署名人は、教育長より事前に齊藤委員、中里委員が指名されております。よろしく願いいたします。

○前回会議録の承認

○事務局 日程3、前回会議録の承認について、訂正等がありましたら挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

挙手がないため、訂正なしの確認ができましたので、前回の会議録は承認されました。

○委員報告

○事務局 日程4、委員報告について、各委員からお願いいたします。

○中里委員 1月11日、梨光式、はたちのつどいに参加しました。皆さんの元気のよい晴れやかな姿を見られて、とてもよかったと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。そのほか、ありますかでしょうか。

○齊藤委員 1月24日、文化財防火デーに参加しました。今年は、平塚地区の滝田家住宅に行きまして、文化財防火デーにあわせ、白井消防署、白井市消防団が集まり放水訓練、消火器訓練を行いました。

滝田家は、昭和44年に国の指定を受け、滝田家住宅自体は約350年経っており、住んでいる文化財の中では、県内では唯一、関東でも数件しかないと話していました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。そのほか、ありますかでしょうか。

○松田委員 1月30日、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会第2回教育長教育委員研修会で、浦安市に行き、「浦安市における不登校支援について」という演題でお話を聞いてきました。

特に、浦安市立浦安中学校分教室を見学しましたが、ここは県内初の不登校特例校ということで、昨年4月に開設しまして、年間の授業日数を8割程度の875時間に設定して、とても子供たちの居心地のいい場所が提供されていて、素晴らしい取り組みだなと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○久保委員 2月4日、給食センターで給食試食会を開いていただきました。

メニューは、白井中学校の生徒が職業体験に来たときに作った献立で、彩りもバランスもよく、おいしい給食でした。

また、12月の給食が出せなかったときのお詫びという形のヨーグルトのデザートもつき、おなかがいっぱいになるとても充実したメニューでした。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

○教育長報告

○事務局 それでは、日程5、教育長報告。

井上教育長、お願いします。

○井上教育長 私から、教育長報告を行います。

1月11日、梨光式に出席いたしました。先ほど中里委員から報告があったとおりです。

17日、印西近隣中学校新人駅伝競走大会の応援に行ってきました。男子で大山口中学校が2位、七次台中学校在6位、女子で七次台中学校在6位と市内の中学校の健闘が見られました。

30日、浦安市で行われた、千葉県市町村教育委員会連絡協議会に参加いたしました。松田委員から報告があったとおりです。

2月1日、市の総合防災訓練に出席いたしました。

今年度は、昨年度から外国人の方、車いすの方の参加者の幅が広くなり、充実した防災訓練となっていました。

4日、私も学校給食センターで給食を試食いたしました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの委員報告、教育長報告で確認したいこと等ございましたら挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

では、ないようですので、次に、非公開案件について伺います。

○非公開案件について

○事務局 議案第6号 白井市優良児童・生徒表彰について、報告第2号 要保護準要保護児童生徒の認定については、白井市情報公開条例第9条第1項第1号に該当する案件であることから、非公開の審議が適切かと思えます。議案第6号、報告第2号につきまして、非公開に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○事務局 ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号、報告第2号は非公開といたします。

なお、非公開の案件につきましては、傍聴人に御退席願いますことから、議事日程の順番を変更し、公開案件終了後に繰り下げたいと思えます。賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○事務局 ありがとうございます。全員賛成でありますので、本日の議事日程は、そのようにいたします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、教育長から事前に久保委員が指名されております。

6の議決事項、7の報告事項について進行をお願いいたします。

それでは、久保委員、よろしく申し上げます。

○久保委員 ただいま指名されました久保です。

これより日程6、議決事項から議事進行を行います。よろしく申し上げます。

議案第1号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○久保委員 日程6、議決事項、議案第1号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○大高教育部長 議案第1号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

本案は、特別支援教育就学奨励費の給食費の支払先の改正及び様式の変更を行うため規則の一部を改正するものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

第9条2項については、令和7年度に桜台小学校及び桜台中学校の学校給食が白井市学校給食センターに統合となったため、「白井市立桜台小学校及び桜台中学校に在学する児童生徒に係るものにあつては、校長」を削除するものでございます。

3、4ページを御覧ください。

別記第10号様式につきましては、第9条第2号の一部を削除することに付随し、「白井市立桜台小中学校学校給食費を除く」を削除するものでございます。

最後に補足としまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

ないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

全員賛成により、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

議案第2号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○久保委員 議案第2号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○大高教育部長 議案第2号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

本案は、要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準じた支給額の改定及び就学援助費の種類に地域クラブ活動参加費の追加を行うため、規則の一部を改正するものです。

2枚目に新旧対照表を添付しておりますので御覧ください。

本改正は、白井市就学援助費支給規則の第4条第1項について、「地域クラブ活動参加費」を第9号に加えるものでございます。

第9条第2項第1項について、桜台小学校及び桜台中学校の給食費は、白井市学校給食センターに統合に伴い、「白井市立桜台小学校及び桜台中学校に在学する児童生徒に係るものにあつては、校長」を削るもの、別表、新入学児童生徒学用品費等の項について、小学校5万7,060円を6万4,300円に、中学校6万3,000円を8万1,000円に改めるもの、別表、地域クラブ活動参加費の項について、種類に、地域クラブ活動参加費を、内容に、地域クラブ活動に参加するために必要な会費（1種目に限る）を支給額に中学校実費を加えるものでございます。

1枚目を御覧ください。

施行期日等として、この規則は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項第9号及び別表地域クラブ活動参加費の項の規定は、令和7年12月1日から適用するものでございます。

経過措置として、改正後の別表、新入学児童生徒学用品費等の項の規定は、令和8年度以降に小学校または中学校に入学するものに係る就学援助費の支給について適用し、令和7年度までに小学校または中学校に入学した者に係る就学援助費の支給については、なお従前の例によるものとするものでございます。

支給単価の増額に伴う財源は、令和7年度予算の範囲内で対応できる見込みとなっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第2号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

○松田委員 現在の支給額について確認です。地域クラブ活動参加費については実費ですが、上の学用品等は具体的な金額で、地域活動は実費となり、現在、会費2,800円という具体的な金額がありますが、それ以外にかかる費用について、支給されるものがあるのでしょうか。

○大高教育部長 現時点では、会費の2,800円を考えてございます。

○松田委員 2,800円と書いていないのは、金額が変わる想定があるということでしょうか。

○大高教育部長 現時点では、2,800円の設定ですが、今後変動が予想されるので、このようになっています。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」という者あり〕

ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

ありがとうございます。全員賛成により、議案第2号については原案のとおり決定いたします。

議案第3号 「白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」

○久保委員 議案第3号 「白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○山本教育部参事 白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明します。

本案は、米価高騰による賄材料費の高騰により、給食の質や量を維持しながら提供するため、現行の学校給食費を改定し、所要の改正が必要なため提案するものです。

裏面1ページを御覧ください。

白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則です。

2ページ目は、白井市学校給食センター管理規則の新旧対照表となります。こちらを御覧いただきながら説明いたします。

表右側、附則第2項は、給食費の金額改正に伴い削るものです。

別表、表中の小学生の給食費の額について、5,000円を5,500円、中学生の給食費の額について、5,900円を6,500円に改めるものです。

資料1に戻りまして、附則として、この規則は令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第3号の説明を終わります。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第3号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

では、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

全員賛成により、議案第3号については原案のとおり決定いたします。

議案第4号 「令和7年度白井市教育費補正予算（第12号）（案）について」

○久保委員 議案第4号 「令和7年度白井市教育費補正予算（第12号）（案）について」事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第4号 「令和7年度白井市教育費補正予算（第12号）（案）について」御説明させていただきます。

本案につきましては、令和8年第1回白井市議会定例会に提案する予算案について、議会の議決を要するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、白井市教育委員会行政組織規則第7条第1項第3号の規定により議決を求めるものでございます。

次のページに一覧表を添付しておりますので、御覧ください。

始めに、一般会計予算の歳出の継続費の補正となります。

ナンバー1、9款、教育費、2項、小学校費、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改

修工事の小学校分につきましては、総額に変更はございませんが、年度割額のうち令和8年度分を全て令和7年度に加える補正となります。

こちらにつきましては、本工事で活用している国の交付金制度である学校施設環境改善交付金が令和7年度の国の補正予算での採択が見込まれるため、市の予算に関しても、令和7年度に前倒す必要が生じたことから補正するものでございます。

ナンバー2の中学校費につきましても、同様の理由により、総額の変更はなく、令和8年度の年割額の全額を令和7年度に加えるものとなります。

ナンバー3、9款4項、社会教育費、文化センター大規模改修基本計画策定事業につきましては、事業者を選定し契約を締結したことによって契約額が確定したことから、令和7年度の年割額を4,141万4,000円に補正し、総額を4,609万1,000円にするものでございます。

続きまして、繰越明許費に移らせていただきます。

ナンバー1、1項、教育総務費、教育の情報化推進事業（学習用端末メンテナンス業務委託料）に710万6,000円を設定するものでございます。

1ページ進んでいただきまして、歳出予算に移らせていただきます。

一般会計予算の歳出の一覧となっておりますが、このうち財源の振替のみを行っているものに関しては、説明を省略させていただきたいと思っております。

ナンバー1、教育総務課、9款1項2目、教育総務費、事務局費、3事業、会計年度任用職員人件費250万3,000円の減額については、会計年度任用職員の任用状況、勤務実績により不用額を補正するものでございます。

ナンバー3、教育支援課、1項3目、2事業、学校保健に要する経費127万円の減額につきましては、学校医、歯科医報酬及び検査検診委託料に当初からの見込み健診回数が減少したことにより、不用額を補正するものでございます。

ナンバー5、担当課及び款項目は同一で、5事業、教職員研修に要する経費10万5,000円の減額については、無報酬の講師による研修の実施であったことから、講師謝礼金に不用額が生じたため補正するものでございます。

ナンバー7、学校政策課、1項3目、8事業、地域人材活用事業（地域との協働）40万円の減額については、学校運営協議会委員のうち無報酬となる教職員の委員報酬を不用額として補正するものでございます。

ナンバー9、教育支援課、1項3目、教育総務費、指導費、10事業、学校安全対策事業（環境衛生・安全指導）15万4,000円の減額については、学校環境衛生検査業務委託料に不用額が生じたことから補正するものでございます。

ナンバー10、学校政策課、1項3目、11事業、学校安全対策事業（通学路）17万9,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の任用状況、勤務実績により減額補正するものでございます。

ナンバー11、教育支援課、1項3目、12事業、教育課題調査研究事業16万5,000円の減額につきましては、無報酬の講師による研修の実施であったことから、講師謝礼費に不用額が生じたため補正するものでございます。

ナンバー12、担当課及び款項目は同一で、15事業、特別支援教育事業328万円の減額につき

ましては、会計年度任用職員の任用状況及び勤務実績に基づき不用額を補正するものでございます。

ナンバー13、学校政策課、1項4目、教育総務費、学校事務費、2事業、補助教員配置事業453万1,000円の減額につきましては、任用状況及び勤務実績によるものでございます。

ナンバー14、担当課及び款項目は同一で、3事業、教育の情報化推進事業710万6,000円の増額につきましては、電算委託料において、経年劣化による児童生徒の学習端末の不都合を解消するため、メンテナンス作業が必要なことから所要額を補正するものでございます。

ナンバー16、2項3目、小学校費、学校建設費、1事業、小学校施設改修等事業3億4,122万2,000円の増額につきましては、継続費で御説明したとおり、国の交付金の年度の前倒しによるものでございます。

ナンバー18の中学校施設改修等事業3,127万円の増額についても、小学校と同様の理由による補正となります。

ナンバー22、文化センター、4項5目、社会教育費、文化センター費、2事業、会計年度任用職員人件費363万円の減額については、任用状況及び実績によるものでございます。

ナンバー24、担当課、款項目は同一で、4事業、文化センター改修基金管理に要する経費34万6,000円の増額については、基金利子及び募金による収入分を補正するものでございます。

ナンバー25、担当課、款項目は同一で、5事業、文化センター改修等事業10万7,000円の減額については、契約額に基づき補正するものでございます。

ナンバー26、4項7目、社会教育費、プラネタリウム費、1事業、プラネタリウム館運営事業60万円の減額については、パソコン賃貸借料において、賃貸借期間に変更が生じたため不要額を補正するものでございます。

ナンバー29、生涯学習課、5項2目、保健体育費、体育施設費、1事業、白井運動公園管理運営に要する経費238万2,000円の減額につきましては、陸上競技用写真判定機の購入額が確定したことにより不要額を補正するものです。

以上が歳出になります。

続いて、歳入予算に移らせていただきます。

ナンバー1、教育総務課、15款2項6目、教育費国庫補助金、1節、教育費補助金4,760万9,000円の増額については、先ほどの継続費で御説明したとおり、国の交付金制度である学校施設環境改善交付金が国の令和7年度補正予算で採択見込みとなったため、歳入につきましても、令和8年度分を令和7年度に繰り入れるものでございます。

ナンバー2、学校政策課、教育支援体制整備事業費補助金28万2,000円の減額及びナンバー3、校内教育支援センター設置促進補助金527万1,000円の減額については、国からの補助額が確定したことから補正するものでございます。

ナンバー4、教育支援課、若い世代による被爆地での平和学習支援補助金23万5,000円の増額については、補助額が確定したことから計上したものでございます。

ナンバー5、教育支援課、16款2項8目、教育費県補助金、1節、教育費補助金7万円の減額については、心のバリアフリー教育推進事業補助金の対象となる実施校がなかったことから全額を減額するものでございます。

ナンバー6、学校政策課、校内教育支援センター設置促進補助金527万1,000円の減額につい

ては、補助額が確定したことから補正するものでございます。

ナンバー7、文化センター、17款1項2目、利子及び配当金1節、利子27万6,000円の増額については、文化センター改修基金利子によるものでございます。

ナンバー8、生涯学習課、21款3項2目、1節、雑入160万円の減額については、スポーツ振興くじ補助金の交付額が確定したことにより補正するものでございます。

ナンバー9、文化センター、雑入7万円の増額については、文化センター改修等事業に係る募金によるものでございます。

以上、議案第4号の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第4号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

○中里委員 全体の中で、会計年度任用職員人件費の減額が出てきますが、これは実際に任用した職員が少ないだけなのか、もしくは少ないことによって、現場で人材不足が出ているのでしょうか。

○落合教育総務課長 実際に任用したかったけれども、できなかったというところもございます。

時間的に短くなってしまった実態もございますが、現場は、支障なく運営されていると考えております。

○中里委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

[挙手なし]

御質問等がないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

全員賛成により、議案第4号については原案のとおり決定いたします。

議案第5号 「令和8年度白井市教育費当初予算（案）について」

○久保委員 議案第5号 「令和8年度白井市教育費当初予算（案）について」事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第5号、令和8年度教育費当初予算（案）に係る意見聴取について御説明させていただきます。

本案につきましては、令和8年第1回白井市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことによるものでございます。

資料に移らせていただきます。

令和8年度教育費当初予算要求状況の2ページを御覧ください。

総括表となっております。こちらから御説明させていただきます。

歳出につきましては、令和8年度教育費当初予算23億4,694万2,000円で、前年度から3億6,155万4,000円の減額となります。

歳入につきましては、令和8年度教育費当初予算5億1,748万5,000円で、前年度から1億5,718万2,000円の増額となっております。

次のページからの債務負担行為につきましては、担当する各課から御説明させていただきます。

○山本教育部参事 教育支援課の債務負担行為につきまして御説明いたします。

ナンバー 1、児童・生徒及び教職員健康診断委託料については、児童生徒及び教職員の健康診断を年度の早い時期から実施する必要があるため、令和 8 年度から 11 年度までの 4 か年を期限とし、限度額 2,584 万 5,000 円を債務負担行為とするものです。

ナンバー 2、中学生平和使節団派遣等委託料については、平和に関する体験学習として、市内の中学生を広島市へ派遣するに当たり、交通手段、宿泊先等の手配のため、年度の早い時期からの準備が必要なことから、令和 8 年度から 9 年度までの 2 か年度の期間を設定し、限度額 238 万 2,000 円を債務負担行為とするものです。

以上です。

○大高教育部長 続きまして、学校政策課の債務負担行為になります。

ナンバー 3、学校部活動地域展開業務委託料については、部活動の地域クラブ活動の運営を委託するため、令和 8 年度から 11 年度までの 4 か年度の期間で、限度額 6,273 万円を債務負担行為とするものです。

ナンバー 4、スクールバス運行业務委託料については、白井第一小学校及び白井第二小学校に通学する児童の安全確保を目的に、年間を通してスクールバスの運行业務を委託するため、令和 8 年度から 11 年度までの 4 か年度の期間で、限度額 1 億 2,025 万 5,000 円を債務負担行為とするのです。

ナンバー 5、ICT 支援業務委託料については、児童生徒及び教職員への ICT 機器の活用サポート、授業支援等を委託するため、令和 8 年度から 13 年度まで、6 か年度の期間で、限度額 1 億 2,119 万 5,000 円を債務負担行為とするものです。

ナンバー 6、小中学校学習用端末等賃貸借料については、令和 9 年度に導入する次期学習用端末等の賃貸借を行うため、令和 8 年度から 13 年度までの 6 か年度の期間で、限度額 3 億 3,022 万 8,000 円を債務負担行為とするものです。

ナンバー 7、校務用パソコン等賃貸借料（再リース）については、令和 3 年度に調達した校務用パソコンの再リースを行うため、令和 8 年度から 9 年度までの 2 か年度の期間で、限度額 29 万 4,000 円を債務負担行為とするものです。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。

○落合教育総務課長 ナンバー 8、小・中学校 LED 照明整備事業については、市内全ての小中学校を対象に、LED 化されていない照明器具を LED 照明へ更新するために、賃貸借により一斉に整備することを目的に、整備期間及び賃貸借期間を令和 8 年度から 18 年度までの 11 か年度の期間とし、限度額 3 億 1,206 万円を債務負担行為とするものです。

ナンバー 9、小・中学校体育館等空調整備事業については、市内全ての小中学校の体育館及び柔剣道場へ空調設備を一斉に整備するために、賃貸借により整備することから、整備期間及び賃貸借期間として、令和 8 年度から 21 年度までの 14 か年度の期間とし、限度額 1 億 8 億 6,704 万 7,000 円を債務負担行為とするものでございます。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。

○西口生涯学習課長 ナンバー10、放課後子ども教室運営業務委託料（大山口小学校分）については、大山口小学校の放課後子ども教室運営を委託するため、期間が令和8年度から12年度までの5か年度で、限度額1,430万円を債務負担行為とするものです。

ナンバー11、ちば施設予約システム経費については、システムの使用料として、期間が令和8年度から13年度までの6か年度で、限度額1,350万9,000円を債務負担行為とするものです。

以上、債務負担行為の説明となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○落合教育総務課長 続きまして、教育費当初予算の歳出予算を御説明させていただきます。説明につきましては、担当課ごとに説明させていただき、令和7年度から増減額または増減比率の大きな事業及び来年度からスタートとなる第6次総合計画前期実施計画において、重点事業や分野別事業に位置づけている事業及び新規事業を中心に御説明させていただきたいと思っております。

それでは、教育総務課から御説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。

ナンバー2、9款1項2目、事務局費、3事業、会計年度任用職員人件費5,023万1,000円を計上し、前年度から574万2,000円の増額となります。主な理由としては、用務員の定年による会計年度任用職員の人数の増及び給与改定による給与単価の増額によるものでございます。

ナンバー5、款項目は同一で、6事業、教育資金利子補給に要する経費については、1万2,000円を計上し、前年度から6万円の減額となります。理由といたしましては、支給対象となる対象者の減少となります。

ナンバー6、1項4目、学校事務費、コミュニティ・スクール推進事業については、学校政策課から移管するもので、新規事業となります。委員報酬などを計上し、133万2,000円を計上しているものでございます。

ナンバー7、2項1目、学校管理費、3事業、小学校施設管理に要する経費については、1億972万9,000円を計上し、前年度から605万8,000円の増額となります。

主な増額理由としては、今年度購入した草刈り機の保守点検委託料の増、除草業務委託の日数の増、来年度から新たに教職員負担の軽減を目的とした学校プール施設の清掃や水質管理などを委託するための経費の増によるものでございます。

ナンバー8、款項目は同一で、4事業、小学校施設教育環境向上事業については、1億428万1,000円を計上し、前年度から1,684万4,000円の増額となります。主な増額理由といたしましては、特別教室空調設備賃貸借料の増額、清水口小学校給水ポンプ制御盤改修工事、第三小学校バスケットボール修繕工事等の工事請負費によるものです。

ナンバー9、2項3目、学校建設費、1事業、小学校施設改修等事業については、桜台小学校の改修工事の経費となりますが、議案第4号、令和7年度補正予算で御説明したとおり、令和8年度予算を令和7年度に繰入れをしたことにより、令和8年度予算計上を行っておりません。

なお、ナンバー12の中学校費についても、同様の理由となります。

ナンバー11、3項1目、学校管理費、4事業、中学校施設教育環境向上事業につきましては、7,183万9,000円を計上し、前年度から1,466万8,000円の増額となっております。主な増

額理由といたしましては、小学校と同様に、特別教室空調設備賃貸借料の増額、白井中学校遊具改修工事、白井中学校理科室暗幕更新等によるものでございます。

以上が教育総務課の歳出予算となります。

○大高教育部長 学校政策課の歳出予算を御説明します。資料5ページを御覧ください。

ナンバー1、9款1項3目、指導費、8事業、地域人材活用事業（地域との協働）については、第6次総合計画の事業と合わせるため全額減額の上、廃止し、新たに部活動地域展開推進事業とコミュニティ・スクール推進事業となりました。

コミュニティ・スクール推進事業につきましては、来年度から教育総務課に事務移管となります。

ナンバー2、9款1項3目、指導費、4事業、部活動地域展開推進事業については、2,092万3,000円を計上し、前年度から408万8,000円の増額となります。主な理由としては、今年度11月から開始した種目を含めた全種目が、年度当初からの活動となることによる委託料の増額によるものです。

ナンバー3、9款1項3目、指導費、7事業、通学路安全対策事業については、4,324万7,000円を計上し、前年度から382万1,000円の増額となります。主な理由としては、スクールバス運行业務について、今年度実績見込みに来年度の新ルート見込みを加算したことによる委託料の増額によるものです。

ナンバー4、9款1項4目、学校事務費、1事業、学校事務に要する経費については、750万4,000円を計上し、前年度から459万6,000円の減額となります。主な理由は、教科書改訂に伴う教員用教科書等の整備が終了したことによる消耗品費の減額によるものです。

ナンバー5、9款1項4目、学校事務費、3事業、教育DX推進事業については、2億5,542万7,000円を計上し、前年度から、8,005万5,000円の減額となります。主な理由は、現学習用端末等の使用期間を1年延長することに伴う賃借料の減額です。

ナンバー6、9款1項4目、学校事務費、4事業、学校支援スタッフ配置事業については、9,160万6,000円を計上し、前年度から1,479万8,000円の増額となります。主な理由は、不登校児童生徒支援として全校に設置する校内教育支援センターに支援スタッフを新たに配置することに伴う人件費の増額です。

ナンバー7、9款2項1目、学校管理費、2事業、小学校運営に要する経費については、1,938万6,000円を計上し、前年度から143万7,000円の減額となります。

ナンバー10、9款3項1目、学校管理費、2事業、中学校運営に要する経費については、1,101万7,000円を計上し、前年度から116万8,000円の減額となります。

両経費の減額理由は、卒業証書等に係る経費をナンバー4、9款1項4目、学校事務費、1事業、学務事務に要する経費に移管したことです。

ナンバー8、9款2項2目、教育振興費、2事業、要保護準要保護児童就学援助に要する経費については、631万6,000円を計上し、前年度から1,348万6,000円の減額となります。

ナンバー9、9款2項2目、教育振興費、3事業、小学校特別支援教育就学援助に要する経費につきましては、175万7,000円を計上し、前年度から221万2,000円の減額となります。

ナンバー11、9款3項2目、教育振興費、2事業、要保護準要保護生徒就学援助に要する経費については、1,485万3,000円を計上し、前年度から686万5,000円の減額となります。こ

これらの経費の減額理由としては、給食費無償化に伴い、学校給食費に係る経費が不要になります。

以上が学校政策課の歳出予算になります。

○久保委員 ありがとうございます。

○山本教育部参事 教育支援課の歳出予算を御説明いたします。資料6ページです。

ナンバー2、9款1項3目、指導費、2事業、学校保健安全指導に要する経費については、2,786万5,000円を計上し、前年度から165万5,000円の増額となります。主な理由は、今年度の10事業、学校安全対策事業（環境衛生・安全指導）を2事業に統合したものです。

ナンバー5、3事業、ひだまり館の維持管理に要する経費については、131万3,000円を計上し、前年度から97万8,000円の減額となります。主な理由は、委託料につきまして今年度実施しました電気設備のPCB廃棄物の含有調査及び処分費の減、また、隔年で実施している樹木管理について、令和8年度は事業年度ではないことから減額となりました。

ナンバー12、11事業、個別支援学級支援事業については、5,244万4,000円を計上し、前年度から365万7,000円の増額となります。主な理由としては、個別支援学級支援スタッフ24名分について、令和7年の給与改定に伴う人件費の増額、また、今年度、学校からの心理検査の実施や分析、行動観察によるアセスメント等行う巡回指導員の依頼が多かったことから、来年度は訪問回数を増やしたことにより報償費の増となりました。

ナンバー13、12事業、平和教育推進事業については、175万3,000円を計上し、前年度から44万7,000円の減額となります。理由は、引率者を8名から3名に減らしたことによるものです。

以上、教育支援課の歳出予算です。

○久保委員 ありがとうございます。

○西口生涯学習課長 生涯学習課の歳出予算を説明させていただきます。資料の8ページを御覧ください。

ナンバー1、9款4項1目、社会教育総務費、2事業、会計年度任用職員人件費については、304万8,000円を計上し、前年度から102万8,000円の増額となっておりますが、これについては、昨年度の当初予算から、時間単価、手当等の改正により増額したことによるものです。

ナンバー7、8事業、文化財調査に要する経費については、73万9,000円を計上し、前年度から225万2,000円減額となっておりますが、これについては、古文書調査筆耕翻訳料、48万円の減額及び文化財基礎調査委託料を全額減額したことによるものです。

ナンバー10、11事業、放課後子ども教室事業については、2,187万6,000円を計上し、前年度から1,396万9,000円増額となっておりますが、これについては、令和8年度から清水口小学校に新たに開設すること及び大山口小学校を直営から委託に切り替えることによる委託費の増によるものです。

ナンバー11、12事業、こども仕事体験事業につきましては、新規になります。こちらは第6次総合計画の重点事業として、新たに250万1,000円計上したことによるものです。

ナンバー12、9事業、白井市民大学校事業については、第6次総合計画の重点事業となっておりますが、令和8年度は、今まで行ってきた事業を見直し、セカンドライフを前向きに楽しむための講座の検討期間として、行わないため、事業費を全額減額するものです。

ナンバー15、15事業、文化財保護・周知事業については、342万3,000円計上し、前年度から235万6,000円の増額となっておりますが、これは、滝田家住宅の保存修理工事に対する補助金を225万5,000円増額したことによるものです。

資料9ページを御覧ください。

ナンバー17、9款4項2目、1事業、公民館管理運営に要する経費については、5,618万5,000円計上し、前年度から2,043万2,000円減額となっておりますが、令和7年度に行った桜台センター長寿命化工事基本設計委託料が全額減額したことによるものです。

ナンバー24、9款5項1目、5事業、社会体育施設管理運営に要する経費については、1,872万8,000円計上し、前年度から417万6,000円増額となっておりますが、これについては、電気代高騰による電気料金の増額及び富士南園広場の除草作業委託の回数を4回から5回にしたことによる増額によるものです。

ナンバー27、9款5項2目、1事業、白井運動公園管理運営に要する経費については、2,992万円計上し、前年度から1,095万7,000円減額となっておりますが、これは、令和7年度、今年度に購入した陸上競技場の写真判定機の備品購入費の減額によるものです。

以上が生涯学習課の歳出予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○高花文化センター長 続きまして、文化センターの歳出予算を説明させていただきます。資料10ページを御覧ください。

ナンバー1、9款4項5目、文化センター費、2事業、会計年度任用職員人件費5,689万円を計上し、前年度から623万1,000円の増額となります。主な理由は、職員数は前年度と同人数ですが、給与改定による単価、勤務時間の増によるものです。

ナンバー2、同じく文化センター費、3事業、文化センター管理運営に要する経費について、1億304万8,000円を計上し、前年度から151万4,000円の増額となります。主な理由としては、光熱水費の単価上昇に伴う増、樹木管理委託料の資材と物価高騰に伴う増、隔年で行っている北山杉の剪定実施に伴う増によるものです。

ナンバー4、9款4項5目、5事業、文化センター改修等事業については、467万7,000円を計上し、前年度から3,685万9,000円の減額となります。主な理由は、大規模改修に向けた基本計画策定業務委託料における継続費の年割額に基づく減によるものです。

ナンバー5、9款4項6目、図書館費、1事業、図書館電算システム運用に要する経費については、1,947万5,000円を計上し、前年度から1,448万6,000円の減額となります。主な理由は、現行システムの契約満了に伴う次期システムへの移行に要する経費及びシステム構築のための委託業務が、前年度で完了したことに伴う減によるものです。

ナンバー6、同じく図書館費、2事業、図書館サービス推進事業については、2,623万6,000円を計上し、前年度から2,059万2,000円の増額となります。主な理由は、ナンバー7、同じく図書館費、3事業、図書館資料整備事業を本事業と統合することになり、雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費308万5,000円と、図書の購入に係る備品購入費1,700万8,000円が増になったことによるものです。

ナンバー8、9款4項7目、プラネタリウム費、1事業、プラネタリウム館運営事業は、353万

9,000円を計上し、前年度から34万6,000円の減額となります。主な理由は、プロジェクターの電球購入の精査による消耗品費の減及びドーム解説用パーソナルコンピューター2台のリース期間満了に伴う減によるものです。

ナンバー12、9款4項8目、郷土資料館費、2事業、郷土資料館学芸活動事業については、182万4,000円を計上し、前年度より182万4,000円の全額増額となります。主な理由は、今年度からナンバー10の2事業、郷土資料館展示教育普及事業と、ナンバー11、3事業、市民学芸スタッフ古文書修補活動事業を統合したことによるものと、今年度は企画展の実施年度であるため、企画展関係のチラシ及び印刷製本費の増によるものです。

ナンバー13、9款4項9目、文化会館費、2事業、文化会館自主事業運営事業については、257万4,000円を計上し、前年度より31万2,000円の減額となります。主な理由は、自主事業の演目の変更に伴う公演手数料の減によるものです。

以上が文化センターの歳出予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○山本教育部参事 続きまして、給食センターの歳出予算を説明いたします。資料は11ページです。

ナンバー1、9款5項3目、学校給食費、1事業、学校給食センター総務事務に要する経費については、460万9,000円を計上し、前年度から100万円の減額となります。主な理由としましては、令和7年度に行った給食費収納管理システムをインボイス対応とする改修が終了し、本年度については、その予算がなくなったこと、また、令和7年9月から桜台小中学校の給食を学校給食センターからの提供に伴い、令和7年度のみ必要であった新1年生以外の給食費引き落とし口座登録手数料がなくなったことによるものです。

ナンバー2、2事業、学校給食センター運営に要する経費については、8億48万2,000円を計上し、前年度から1,358万5,000円の増額となります。主な理由は、米価高騰の影響により、賄材料費の増額や維持管理運営業務委託料の増額によるものです。

ナンバー3、3事業、桜台小中学校給食運営に要する経費については、給食調理事業委託料などについて、先に御説明させていただきました二つの事業へ移行したため、減額となるものです。

以上、給食センターの歳出予算の説明となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○落合教育総務課長 続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。

歳入につきましても、令和7年度から増減額の大きなものを中心に御説明させていただきたいと思っております。では12ページを御覧ください。

ナンバー1、14款1項5目1節、教育使用料、教育総務使用料、小中学校等使用料については、6万4,000円を計上し、前年度から3万1,000円の増額となります。理由としては、今年度実績によるもので、学校施設内に設置している電力事業者や通信事業者の電柱や電線などの使用料を見込んでいるところでございます。

ナンバー2、行政財産使用料については、110万1,000円を計上し、前年度から16万円の減額となります。主な理由は、今年度実績を基に見込んだもので、近隣公共施設や保育園、幼稚園などの職員駐車場として貸し付けている学校敷地の使用料となります。

ナンバー3、15款2項7目1節、教育費国庫補助金、教育費補助金、学校施設環境改善交付金に

については、歳出でも御説明したとおり、令和7年度へ予算を繰り入れたことにより、令和8年度予算には計上しておりません。

ナンバー4、21款3項2目1節、雑入、光熱水費実費負担分29万円計上し、今年度から9万4,000円の増額となっております。主な理由としては、電気料金等の上昇によるものでございます。

以上が教育総務課の歳入予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○大高教育部長 続きまして、学校政策課の歳入予算を説明させていただきます。資料13ページを御覧ください。

ナンバー3、15款2項7目1節、教育支援体制整備事業費補助金については、373万8,000円を計上し、前年度から325万4,000円の増額となります。

ナンバー10、16款2項8目1節、同補助金については、349万8,000円を計上し、前年度から全額増額となります。理由としては、新たに日本語指導スタッフに係る補助金を申請したことにより、国及び県からの補助を見込んでおります。

ナンバー5、15款2項7目1節、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、187万1,000円を計上し、前年度から120万5,000円の増額となります。理由は、学校の学習用ネットワーク通信速度改善に伴う工事を実施することによりです。

ナンバー6、15款2項7目1節、校内教育支援センター設置促進補助金については、915万7,000円を計上し、前年度から323万8,000円の増額となります。

ナンバー8、16款2項8目1節、同補助金については、915万7,000円を計上し、前年度から323万8,000円の増額となります。理由としては、新たに配置する校内教育支援センタースタッフの経費を加算して申請したものです。

ナンバー7、15款2項7目1節、部活動地域展開体制整備等事業補助金については、807万3,000円を計上し、前年度から全額増額となります。

ナンバー11、16款2項8目1節、同補助金については、696万9,000円を計上し、前年度から全額増額となります。本補助金はナンバー12、16款3項、部活動の地域移行に向けた環境整備事業委託金から移行したものになり、ナンバー11、7の合計額1,504万2,000円と比較すると、前年度から179万2,000円の減額となりますが、国県市の補助率が定められたことによるものです。

ナンバー9、16款2項8目1節、千葉県公立学校情報機器整備事業費補助金については、1億9,638万6,000円を計上し、前年度から全額増額となります。理由は、令和9年度に導入する次期学習用端末整備に係る補助金を申請したことによるものです。

以上が学校政策課の歳入予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○山本教育部参事 続きまして、教育支援課の歳入予算を説明いたします。資料は14ページです。

ナンバー2、15款2項7目1節、教育費国庫補助金、教育費補助金、理科教育設備整備費等補助金につきましては、74万8,000円を計上し、前年度より38万7,000円の減額となります。理由は、各校が要望する理科備品が前年度より少なかったことによるものです。

ナンバー3、若い世代による被爆地での平和学習支援補助金については、23万5,000円を計上

しております。こちらの補助金については、平和学習の機会を拡充する目的とし、令和7年度の当初予算では計上されていませんでしたが、9月補正で同額の増額を予算化しております。

以上が教育支援課の歳入予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○西口生涯学習課長 続きまして、生涯学習課の歳入予算を説明させていただきます。資料15ページを御覧ください。

ナンバー9、16款2項8目1節、教育費県補助金、教育費補助金、放課後子どもプラン活動費補助金については、710万5,000円計上し、前年度から381万9,000円増額となります。理由としましては、令和8年度に清水口小学校で放課後子ども教室を開設するためによります。

ナンバー13、スポーツ振興くじ助成金につきましては、160万円計上し、前年度から640万円の減額となります。理由は、令和7年度に購入した白井運動公園の写真判定機の買い替えのための助成金が全額減額したことによります。

以上が生涯学習課の歳入予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○高花文化センター長 続きまして、文化センターの歳入予算を説明させていただきます。資料、16ページを御覧ください。

ナンバー1、14款1項5目2節、教育使用料、社会教育使用料は、文化会館施設使用料として1,743万2,000円を計上し、前年度から79万2,000円の増額となります。理由は、前々年度下半期及び前年度上半期の実績に基づき計上したことによるものです。

ナンバー2、14款1項5目2節、教育使用料、社会教育使用料は、文化センター占用使用料として3,000円を計上し、前年度から全額増額となります。理由は、文化センター内に設置されている郵便ポストの占用使用料となりますが、5年分の納付となるため、5年ごとに予算を計上していることによるものです。

ナンバー4、16款1項3目1節、教育費県負担金予算は計上しておりませんので、前年度から全額減額となります。理由は、今年度は文化会館自主事業で、千葉県民芸術劇場公演が予定されていないため、県負担金が全額減額となることによるものです。

ナンバー9、21款3項2目1節、雑入は、文化会館自主事業入場料として168万円を計上し、前年度から36万円の減額となります。理由は、自主事業の演目の変更に伴う入場料収入の減によるものです。

以上が文化センターの歳入予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○山本教育部参事 それでは、給食センターの歳入予算について説明させていただきます。資料は17ページです。

ナンバー1、13款1項3目2節、教育費負担金、学校給食費負担金については、5,288万6,000円を計上し、前年度から1億5,618万4,000円の減額となります。理由は、令和8年4月から実施される小学生を対象とした国の給食費負担軽減交付金を活用し、児童の給食費が無償となることから、給食費の納入がなくなることによるものです。

ナンバー4、16款2項8目1節、教育費県補助金、千葉県学校給食費第3子無償化補助金につい

ては、504万6,000円を計上し、1,148万3,000円の減額となります。理由としては、小学生の保護者の給食費の負担がなくなることに伴い、小学生で第3子以降の対象者数が減ることによるものです。

ナンバー5、教育費県補助金、給食費負担軽減交付金については、令和8年度新規に1億7,068万4,000円を計上しております。先にありました令和8年4月から実施される小学生の国の給食費負担軽減交付金に当たり、県を通して市へ交付されるものです。

この交付金については、保護者の負担となっている学校給食費の賄材料費に当たる部分の負担軽減を通じて、子育て支援に取り組む自治体への支援として実施される補助金になります。

以上、給食センターの歳入予算の説明となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○落合教育総務課長 以上で議案第5号、令和8年度教育費当初予算（案）に係る意見聴取についての御説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

ここで少し休憩をいただきたいと思います。

再開は、3時20分から質疑を始めたいと思いますので、お願いします。

午後3時10分 休 憩

午後3時20分 再 開

○久保委員 議事を再開させていただきます。

議案第5号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

○松田委員 3ページの債務負担行為の9番、小・中学校の体育館等空調整備事業についてですが、令和8年度から12年度までという期間を取っていますが、空調設備の設置が完了するのは、いつ頃になる予定でしょうか。

○落合教育総務課長 小・中学校の体育館等空調整備事業について、お答えいたします。

こちらについては、令和8年度1か年度を準備期間として業者選定や設置工事などをする期間として見込んでいます。8年度の後半、令和9年の2月の完了を目指して進めていきたいという形で考えております。

以上でございます。

○松田委員 ありがとうございます。

○齊藤委員 8番の小・中学校LED照明整備事業で、賃貸借契約とおっしゃっていましたが、LED照明の賃貸借契約とは、どういう意味か教えてください。

○落合教育総務課長 小・中学校LED照明整備事業について、お答えさせていただきます。

こちらについては、賃貸借というリースという形で、照明器具一個一個、全てリース契約をして、事業期間は11年間ですが、来年1か年度を事業者の選定や設置期間に充てて、10年間を賃貸借期間という形で設定する予定でおります。

以上でございます。

○齊藤委員 リースということは、事業者が、故障とか、そのときこちらで修理依頼ではなく、事業者のほうで全て持つという考え方なのですか。

○落合教育総務課長 基本的に、リース物品になりますと、動産総合保険などに入っていて、何か災害、台風、落雷などがあった場合は、賄っていただけるような契約を考えているところです。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにいかがでしょうか。

○中里委員 同3ページの3番の学校部活動地域展開業務委託料についてですが、現在、休日だけだと思うのですが、来年度以降、現時点で、平日は何年度目安で始めようかなと思っていることと、そうなった場合に、生徒の会費負担、日数が増える分、金額は上がるのですけれども、その辺の金額と、平日に対する契約内容の変更等ですが、その辺は、現時点でどのように考えているのでしょうか。

○大高教育部長 現段階では、確実な見通しというのは、まだ立てていない状況でございます。県や国の動向を注視して、それを踏まえて、市としてどうあるべきかということは今後検討していく予定となっております。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにいかがでしょうか。

○齊藤委員 8ページのナンバー11ですけれども、こども仕事体験事業で、今までも各小学校では、白井コミュニティセンターでも行っていたと思いますが、この新規というのは、どういった理由があるのか教えてください。

○西口生涯学習課長 令和7年度は、白井コミュニティセンター主催で、市は後援という立場で、子どもの夢おしごとランドを白井コミュニティセンターで開催しましたが、令和8年度は市として、市の包括連携している企業や市役所内の各部署の協働を得て、幅広い分野で、より多くの職業体験ができる環境を整えていきたいため、会場が広い市役所を会場として、直接実施する予定であります。

以上です。

○齊藤委員 今までは後援だったものが、今度は、市が主催になるということによろしいですか。

○西口生涯学習課長 予算可決した後、委託という形で委託料として計上していますが、その中で事業者の選定、内容などを検討していくことになります。

以上です。

○久保委員 ほかにいかがですか。

○中里委員 8ページの4番ですが、1点目が、約50万円の経費内容を教えていただきたいのと、2点目が、成人式のイベント等は、過去の例だと、成人する方々が企画して催しをしていましたが、成人する方々でなく、市としてイベントや催しを企画する等の検討はないのでしょうか。

○西口生涯学習課長 予算の内訳ですが、新成人に記念品として渡すQ U Oカード500円の人数分がほとんどを占めていて、残りは、装飾等の経費が主になっております。

中里委員がおっしゃった、以前は確かに新成人が集まって、自ら運営企画してやっていたが、徐々に計画立案する方がなかなか集まらなくなってきたことと、新型コロナウイルスの蔓延等があり、そういう形ではなく、新成人が集まる場として提供しようという趣旨に変わったとは聞いております。現時点で令和8年度も7年度と同じような形で成人が集まる機会として開催する予定で考えております。

以上です。

○中里委員 令和9年も、市としては、その流れのままということでの解釈でよろしいでしょうか。

○西口生涯学習課長 委員おっしゃるとおりです。

○中里委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

私からも一つお聞きしたいのですが、4ページで、7番、学校管理費で、プールについて、プールの清掃や水質管理を先生方の負担を減らすために、外部に委託するようなお話ということがありました。プールの管理について、現状、どのように管理がされていて、今後はどういうふうになっていく予定か、分かる範囲でよいので教えていただきたいです。

○落合教育総務課長 プールの管理の現状を御説明させていただきますと、毎年プール授業開始前には、小学校において、プール槽、プールサイドなどの清掃を教職員の皆さんにやっていただいております。高圧洗浄機で洗浄したり、デッキブラシでこすっていただいたりする作業を炎天下の中やっただいていますので、時間を費やしたり、体力が消耗したりと、かなり負担があるような状況が見てとれております。

あと、プールの水質、温度管理なども教職員の皆さんがやっていただいているところなのですが、負担を強いてしまっていると考えております。

白井第一小学校、白井第二小学校、今年度から南山小学校が、市民プールに授業を受けに行っていますが、その他の学校については、清掃業務が残っていますので、専門業者に委託し、当初予算に予算計上させていただいた経緯でございます。

以上でございます。

○久保委員 すごくいいことだと思いました。小学校のプールだと、お水の量を増やしたり、減らしたりする作業を先生方がしていると思いますが、今後は専門の方にやっていただくような形になりますか。

○落合教育総務課長 低学年は水位を下げ、高学年になったら、水位を上げるとは思いますが、現時点で、御要望がなかったもので、見込んでいないのですけれども、今後、事業者が決まりましたら、できるかどうかというところを含めまして検討していきたいと思っております。

○久保委員 ぜひ、お願いしたいです。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔挙手なし〕

では、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

全員賛成により、第5号については原案のとおり決定いたします。

次の議案第6号は、非公開案件のため、日程7、報告事項へ移ります。

報告第1号 「第2次白井市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果及び市教育委員会の取り扱いについて」

○久保委員 報告第1号 「第2次白井市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメントの

募集結果及び市教育委員会の取り扱いについて」事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 報告第1号 「第2次白井市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果及び市教育委員会の取り扱いについて」御説明させていただきます。

本案につきましては、第2次白井市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果及び市教育委員会の取り扱い、本計画への反映について、別紙のとおり報告するものでございます。資料を御覧ください。

パブリックコメントの募集期間は、令和7年12月5日から令和8年1月4日までの31日間実施したところ、1名の方から5件の御意見を頂戴いたしました。

御意見の取り扱いといたしましては、素案を修正するもの1件、素案には反映できないが今後の参考とするもの4件といたしました。

頂いた御意見に対しましては、全ての意見について担当課において検討を行い、その結果を資料の2ページから6ページにまとめさせていただいているところでございます。

5件ありました中で、素案を修正するものが1件ございましたので、そちらを中心に御説明させていただきます。資料の3ページを御覧ください。

コミュニティ・スクール推進事業についての御意見です。御意見の内容といたしましては、コミュニティ・スクール推進事業として各学校に学校運営協議会を設置し、学校運営への地域住民の参画、地域資源の活用、地域との連携強化を進めますとあります。ここに開かれた学校づくりを目指す方向性は感じられますが、子どもたちがどのように関わられるのか見えませんとの御意見がございました。

この御意見に対しまして、素案の49ページの施策の方向性の8行目から、「これにより、子どもたちが地域社会とのつながりを深め、主体的に地域の文化や歴史を学ぶ機会が増えることが期待されます。

また、地域の人材を活用した多様な学びの場が提供されることで、子どもたちの主体的に学ぶ力や社会性の育成にも寄与することを目指しています。」と修正させていただきたいと考えております。

そのほかに、平和教育推進事業、教育支援センター運営事業、教育DX推進事業、こども仕事体験事業、この四つの事業に関する御意見、御要望いただいておりますが、いずれも大変貴重な御意見、御要望であると考えておりますので、今後の事業推進に向けて参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

補足といたしまして、今後のスケジュールでございますが、市ホームページへの今回のパブリックコメントの結果公表を行い、3月の教育委員会定例会で第2次白井市教育振興計画策定の議案として提案させていただく予定でございます。

以上、報告第1号の御説明となります。

○久保委員 ありがとうございます。

報告第1号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

ないようですので、報告第1号について終わります。

○その他

○久保委員 日程8、その他です。何かございますでしょうか。

○大高教育部長 白井市で行っている部活動地域展開の進捗について報告させていただきます。

現在白井市では、学校部活動の地域展開を進めているところですが、より充実した活動に向け協議会を設置し、地域の皆様、学校関係者、保護者の方々と協力し合いながら活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

この協議会では、地域の実情を踏まえたよりよい環境を整えるための意見を集めることを目的としています。

具体的なメンバーは、校長、教頭、教諭、PTA連絡協議会、体育協会、文化団体協議会、商工会のそれぞれから1名ずつで、まずは、3月上旬までに書面開催を実施する予定でございます。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。

御質問等がありましたら、挙手をお願いします。

[挙手なし]

では、ほかにありますでしょうか。

ないようですので終わります。

これより非公開案件に入ります。

非公開案件 議案第6号 「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」

非公開案件 報告第2号 「要保護準要保護児童生徒の認定について」

○久保委員 以上、本日の議決事項、報告事項については終了です。

この後の進行は事務局にお返しします。

○事務局 久保委員、ありがとうございました。

これより事務局が進行を行います。

○その他

○事務局 その他、連絡等がありましたらお願いいたします。

では、事務局から、3月の議事日程をお知らせします。

3月の定例会は、3月3日火曜日、午後2時。場所は、東庁舎3階302、303会議室になります。事務局からは以上です。

○教育長閉会宣言

○事務局 日程9、閉会宣言。

井上教育長、お願いします。

○井上教育長 以上で令和8年第2回白井市教育委員会定例会を終わります。

お疲れさまでした。

午後3時53分 閉 会